

(令和 7 年 10 月 31 日作成)

(令和●年●月●日更新)

表題	電子納税の利用の仕方を知りたい
ファイル名	4 スマホアプリ納付を利用する場合

目次

1	利用者識別番号の取得有無の確認.....	1
2	今回の手続きの申告等のデータ送信の有無.....	1
3	納付を行う手続き	2

1	利用者識別番号の取得有無の確認
・利用者識別番号を取得済の場合 利用者識別番号を取得済の場合は、目次 2 を確認してください。	
・利用者識別番号が未取得の場合 利用者識別番号が未取得の場合は、電子納税を利用する際に、開始届出書を提出し、利用者識別番号を取得する必要があります。 税理士等の関与がある場合や他の担当者がある場合は、すでに利用者識別番号を取得している可能性がありますので、開始届出書の提出の前に確認してください。	
2	今回の手続きの申告等のデータ送信の有無
・e-Tax で送信済み メッセージボックスに格納されている「納付情報登録依頼」または「徴収高計算書」の受信通知をご確認ください。表示される『スマホアプリ納付』を押し、『国税スマートフォン決済専用サイト』にアクセスして納付手続きを行ってください。 ※印紙税納付計器使用計算書は「国税スマートフォン決済専用サイト」を利用できないため、ダイレクト納付またはインターネットバンキングを利用してください。	
・e-Tax で送信予定（税理士等が送信し、納税者が納付を行う場合も含む） 申告等データを送信しますと、メッセージボックスに「納付情報登録依頼」または「徴収高計算書」が格納されますのでご確認ください。表示される『スマホアプリ納付』を押し、『国税スマートフォン決済専用サイト』にアクセスして納付手続きを行ってください。 ※印紙税納付計器使用計算書は「国税スマートフォン決済専用サイト」を利用できないため、ダイレクト納付またはインターネットバンキングを利用してください。	
・e-Tax で送信せず、電子納税のみを行いたい 目次 3 を確認してください。	
3	納付を行う手続き
・徴収高計算書関係の場合	

源泉所得税及び復興特別所得税については申請と納付が一体であるため、電子納税のみを行うことができません。e-Tax ソフト等で徴収高計算書を作成・送信してください。メッセージボックスに「徴収高計算書」の受信通知が格納されます。スマホアプリ納付を行うことができるボタンが表示されますので、そちらから納付手続きを行ってください。

なお、e-Tax 等をご利用にならない場合は、窓口で納付を行ってください。

・印紙税納付計器使用請求書の場合

印紙税納付計器使用請求書の場合、スマホアプリ納付を行うことができません。e-Tax ソフト等で印紙税納付計器使用請求書を作成・送信し、ダイレクト納付またはインターネットバンキングによる納付手続きを行ってください。

また、印紙税納付計器使用請求書を e-Tax で送信しない場合は、窓口で納付を行ってください。

なお、印紙税納付計器使用請求書を e-Tax で送信する場合、電子証明書による電子署名の付与が必要です。

・上記以外の場合

e-Tax ソフト等で納付情報登録依頼を作成・送信してください。メッセージボックスに格納されます「納付情報登録依頼」にスマホアプリ納付を行うことができるボタンが表示されますので、そちらから納付手続きを行ってください。